日立市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、自転車を利用する22歳以下の者及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に乗車する者の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットの購入費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ヘルメット　自転車に乗車する者が着用するヘルメットであって、次に掲げる

　　いずれかの安全基準に適合することを認証した表示がされているものをいう。

　　ただし、中古品及び転売品を除く。

ア　ＳＧマーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合することを

認証した表示をいう。）

イ　ＪＩＳマーク（日本産業標準調査会が定める日本産業規格に適合することを

認証した表示をいう。）

ウ　ＪＣＦマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合す

ることを認証した表示をいう。）

エ　ＣＥマーク（欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合することを認証

した表示をいう。）

オ　ＧＳマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した

表示をいう。）

カ　ＣＰＳＣマーク（アメリカ合衆国消費者製品安全委員会が定める安全基準に

　適合することを認証した表示をいう。）

キ　アからカまでに掲げる安全基準に類する安全基準に適合することを認証した

　表示であって、市長が認めるもの。

(2)　高齢者　満65歳以上の者をいう。

(3)　未成年者等　18歳未満の者、成年被後見人等をいう。

(4)　保護者等　未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、成年後見

人等をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、ヘルメットを購入する22歳以下の者（未成年者等にあっては、その保護者等）及び高齢者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　第６条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、市内

　　に住所を有すること。

(2)　申請日において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険

　　料を滞納していないこと。

(3)　日立市暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団

　　員及び同条第３号に規定する暴力団員等と認められる者に該当しないこと。

(4)　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、

　　他の補助金等の交付を受けていないこと。

　（補助対象経費等）

第４条　補助対象経費は、申請日の属する年度の４月１日から申請日までの間に購入したヘルメットの購入費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　送料

(2)　手数料

(3)　ポイント、クーポン等を利用した場合の割引額

(4)　その他当該ヘルメットの購入に当たり、価格から控除された額

２　補助金の交付の対象となるヘルメットの数は、１会計年度においてヘルメット着

用者１人につき１個とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、2,000円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は日立市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　ヘルメット購入に係る領収書等（購入年月日、購入店名、購入価格、品名及び

申請者の氏名が記載されたものに限る。）の写し

(2)　購入したヘルメットに第２条第１号に規定する安全基準に適合することを認証

した表示がされていることが分かるものの写し

　（補助金の交付決定及び額の確定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定及び補助金の額を確定したときは、日立市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものと

する。

３　市長は、同条第１項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定し

たときは、日立市自転車用ヘルメット購入補助金不交付決定通知書（様式第４号）

により申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　第６条各号に掲げる書類の提出をもって、規則第６条の２第１項の実績報告

　書の提出があったものとみなす。

　（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別

　に定める。

　　　付　則

　この告示は、令和７年４月１日から適用する。